

地方独立行政法人北海道立総合研究機構名義使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構(以下「道総研」という。)の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 名義使用とは、道総研が行った技術指導、技術開発派遣指導、課題対応型支援、依頼試験(以下「技術支援業務」という。)の結果及び成果等をもとに、技術支援業務の依頼者がカタログ、パンフレット、ホームページ等(以下「広告物」という。)に道総研の名義を使用することをいう。

(申請)

第3 広告物の作成に当たって道総研の名義使用を希望する申請者は、あらかじめ技術支援業務に係る名義使用承認申請書(別記様式第1号)に広告物の原稿を添えて、地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規程(平成22年4月1日規程第4号)第2条に規定する組織(以下「当該機関」という。)の長に提出しなければならない。

(審査)

第4 当該機関の長は、申請のあった原稿の内容について審査し、次の各号のいずれかに該当するときは、名義の使用を認めないものとする。

- (1) 申請者と技術支援業務の依頼者が異なる者であるとき。
- (2) 原稿の内容が技術支援業務の結果や成果と異なるものであるとき。
- (3) 原稿の内容が第三者に誤解を与えるおそれがあると認められるものであるとき。

(原稿の修正)

第5 当該機関の長は、原稿の内容に承認しがたいものがあると認める場合は、申請者に原稿の修正を求め、修正後の原稿を再提出させることができる。

2 当該機関の長は、申請者が前項の修正、再提出に応じない場合は、名義使用を認めないものとする。

(名義使用承認書の交付等)

第6 当該機関の長は、審査の結果、適当と認める場合は、申請者に対し名義使用承認書(別記第2号様式)を交付し、適当でないとは認める場合は、その旨通知するものとする。

(名義使用の有効期間)

第7 名義使用の有効期間は、名義使用承認書の交付日から5年以内とする。

(名義使用承認の更新)

第8 名義使用の承認を受けた者が、名義使用の有効期間満了後に引き続き当該使用の承認を受けようとするときは、有効期間満了の日の1月前までに、名義使用承認更新申請書(別記様式第3号)に広告物または広告物の写しを添えて、当該機関の長に提出しなければならない。

い。

- 2 当該機関の長は、審査の結果、適当と認める場合は、申請者に対し名義使用更新承認書（別記第4号様式）を交付し、適当でないとする場合は、その旨通知するものとする。
- 3 名義使用承認更新により延長される名義使用の有効期間は、名義使用更新承認書の交付日から5年以内とする。

（名義使用承認の取り消し等）

第9 当該機関の長は、名義使用の承認を受けて作成された広告等が、名義使用の承認を受けた内容と異なることを認めるときは、当該名義使用の承認を取消し、名義使用者に対し広告等の回収を求めることができる。

- 2 当該機関の長は、無断で承認なく道総研の名義を使用した者に対して、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害の賠償を求めることができる。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか、技術支援業務に係る道総研名義使用承認に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。